

重要事項説明書 兼 契約書

利用者：_____様

りふれ訪問看護ステーション

貴方が（または貴方のご家族様が）利用しようと考えている訪問看護・介護予防訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明致します。当事業所は利用者様に対して指定訪問看護を提供致します。当事業所の概要や提供する内容、契約上ご注意いただきたい事を次の通り説明致します。

1. 訪問看護・介護予防訪問看護サービスを提供する事業者について

法人名	with株式会社
所在地	〒811-0214 福岡市東区和白東4丁目1-17
連絡先	TEL： 092-719-1607 / FAX： 092-719-1608
代表者氏名	大野 健司
法人設立年月日	令和1年 8月 13日

2. 利用者に対してサービスを提供する事業所について

事業所名	りふれ訪問看護ステーション
------	---------------

所在地	〒811-0214 福岡市東区和白東4丁目1-17
連絡先	TEL : 092-719-1607 / FAX: 092-719-1608
管理者名	大野 健司
サービス種類	訪問看護・介護予防訪問看護
介護保険指定番号	4060391143
サービス提供地域	福岡市全域・糟屋郡・古賀市・福津市・宗像市・遠賀郡・宮若市・鞍手郡
サービス対応日	年中すべて対応する
サービス対応時間	午前8時から午後9時までとする
営業日	月曜日～土曜日 9:00 ～ 18:00
休業日	日祝日・8/13-8/15・12/31-1/3

※サービス提供地域以外の方はご相談ください

※24時間常時連絡対応可能です

3. 職員体制

		常勤	非常勤	計
管理者兼訪問看護師	大野 健司	1名		1名
訪問看護師		1名	4名	5名
事務員		1名		1名

4. 事業の目的・運営方針

(1) 目的

利用者に対し、居宅において利用者がより自立した日常生活を営むことが出来るように訪問看護・介護予防訪問看護のサービスを提供し、支援することを目的とします。

(2) 運営方針

利用者の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを提供します。サービス実施にあたり、従業者の確保・教育・指導に努め、利用者個々の主体性を尊重し、地域の保健医療・福祉などの関係機関との連携により総合的な訪問看護サービスの提供に努めます。

5. サービスの内容

(1) 訪問看護計画の作成

主治医の指示に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。

(2) 訪問看護の提供

訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。

具体的な訪問看護の内容

- ・ 病状・障害の観察、健康相談（血圧・熱・呼吸・脈拍などの測定、病気の観察と助言、食事指導、環境整備）
- ・ 認知症患者の看護（認知症の介護相談、悪化防止・事故防止の助言）
- ・ 日常生活の看護（清拭・洗髪・爪切り等による清潔の保持）
- ・ 医師の指示による医療処置（褥瘡などの処置、点滴薬剤及び服薬管理・相談）
- ・ 精神的支援をはじめ総合的な看護
- ・ その他（家族の相談と支援、介護用品の利用相談など）

6. 介護保険と医療保険の違い

要支援・要介護認定を受けた方は、介護保険によりサービスを提供致します。

以下の方は医療保険でサービスを提供致します。

します。医療費控除の還付請求の際、必要になる場合がございますので、領収書は必ずご自宅で保管されますようお願い申し上げます。

*** 利用料金を滞納された場合**

利用者様が正当な理由なく事業者に支払うべき利用料金を1か月以上滞納した場合において、事業者からの催告の2週間以内に滞納額が支払われなかった場合、事業者は利用者の健康・生命に支障がない場合に限り、利用者に対する全部または一部の訪問看護の提供を一時停止致します。

9. 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、以下の行為は行いません。

- (1) 利用者様またはご家族の金銭、預貯金通帳、証書、その他書類等の預かり
- (2) 利用者様またはご家族からの金銭、物品、飲食等の授受
- (3) 利用者様の同居家族に対するサービス提供
- (4) 身体拘束、その他利用者様の行動を制限する行為
(生命や身体を保護するための緊急時や、やむを得ない場合を除く)
- (5) 利用者様またはご家族に対しての宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

10. 利用者及び家族等の禁止行為

- (1) 職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけてたり、おとしめたりする行為）
- (2) 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- (3) 職員に対するセクシャルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ等）

11. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立ち、各種保険証に記載された内容を確認させていただきます。

被保険者の住所などに変更があった場合は速やかにお知らせください。

- (2) 契約を結んだ後サービス提供を開始致します。尚、居宅サービス計画を依頼されて

いる場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

- (3) 主治医の指示に基づき、利用者様及びご家族の意向を踏まえた「訪問看護計画」を

作成致します。尚、作成した「訪問看護計画」は、利用者様またはそのご家族に

内容を説明致しますので、ご確認をお願い致します。

- (4) サービスの終了に関して

①利用者様のご都合による場合

サービスの終了を希望する日の2週間前までに、文書でお申し出ください。文書でのお申し出後、サービス終了希望の旨を主治医に報告致します。

②当事業所の都合による場合

やむを得ない事情により、当事業所からサービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合、終了日の1か月前までに文書で通知致します。

③自動終了（以下に該当する場合、通知なく自動的にサービスが終了致します。）

- ・利用者様が介護保険施設に入所された場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護度が非該当（自立）となった場合（※条件を変更しての再契約が可能です。）
- ・利用者様が亡くなられた場合

④契約解除

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、また当事業所

が破産した場合において、文書で通知していただくことで、即座に契約を解除することが出来ます。

- ・利用者及び家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシャルハラスメントにより職員の心身に危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になったとき。

⑤その他

利用者様が病気やけが等で健康上に問題がある場合や、サービス当日にご体調の不良が確認された際はサービスの変更または中止させていただく場合がございます。その場合は、ご家族または緊急連絡先に連絡し、必要な措置を適切に行います。利用者様に他の疾患（感染症等）が確認された場合、治癒されるまでサービスのご利用をお断りする場合がございます。

12. 虐待の防止について

事業者は利用者の人権の擁護・虐待防止の為に以下の必要な措置を講じます。

- (1) 虐待に関する責任者の選定（管理者 大野 健司）
- (2) 成年後見制度の利用の支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及する為の研修の実施

13. 事故発生時の対応について

訪問看護の提供にあたり事故が発生した場合は市町村、ご家族等に連絡を行い、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

す。当事業所は下記の損害賠償保険に加入致しております。

加入保険会社 / 全国訪問看護事業協会

14. 秘密保持と個人情報の保護について

(1) 利用者様及びご家族に関して

- ①事業者が利用者様の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。
- ②事業者及び従業員は、サービスを提供する上で知り得た秘密等を理由なく第三者に漏らしません。
- ③この秘密を保持する義務は、サービス提供契約の終了後においても継続します。
- ④事業者は従業員に秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ①事業者は予め同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者様及びご家族の個人情報は用いません。
- ②事業者は個人情報が含まれる記録物については善良な管理者の注意を持って管理し、処分の際にも第三者への漏洩を防止致します。
- ③従業者が管理する情報については利用者様のご希望に応じて内容を開示することとし、その結果、情報の訂正や変更がある場合は速やかに行い、利用目的に必要な範囲内で訂正や変更を行うものとする。

個人情報利用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

※「個人情報」とは、利用者様個人及びご家族に関する情報であって、特定の個人が識別

され、または識別され得るものを言います。

〈個人情報を使用する目的〉

事業者が、介護保険法に関する法令、訪問看護に関わる法令などに従い、私の居宅サービス計画及び訪問看護計画などに基づき、訪問看護等を円滑にするために行うサービス担当者会議やカンファレンス、訪問看護の報告・情報提供など、訪問看護の一連の業務などに必要な場合。

〈使用にあたっての条件〉

- (1) 個人情報の提供は上記目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容などを記録しておくこと。

〈個人情報利用範囲〉

私及びその家族の個人情報利用については、解決すべき問題や課題など、情報を共有する必要がある場合、及び以下の場合に限らせていただきます。

- ・適切なサービスを円滑に行うために、連携が必要な場合の情報共有のため
- ・サービス提供に掛かる請求業務などの事務手続き
- ・サービス利用に関わる管理運営のため
- ・緊急時の医師、関係機関への連絡のため
- ・家族及び後見人などへの報告のため
- ・サービスの維持・改善に掛かる資料のため
- ・職員研修などにおける資料のため
- ・法令上義務づけられている関係機関からの依頼があった場合
- ・損害賠償責任などに掛かる公的機関への情報提供が必要な場合
- ・特定の目的のために同意を得たものについては、その利用目的の範囲内で行う
(看護大学・その他の学生の実習・関係機関などの見学依頼などに関する同行訪問、学会や学術集会などの発表のための資料など)

15. 緊急時の対応方法について

当事業所におけるサービスの提供中に利用者に容体の変化があった場合は、事前の打ち合わせによる主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者など関係各位へ連絡致します。

利用者様の主治医	氏名	
	医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	

緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	

16. 身分証携帯義務

訪問看護師は常に身分証を携帯し、利用者様およびご家族から求められた場合はいつでも掲示致します。

17. サービス提供に関する相談・苦情について

- (1) 利用者様及びご家族からの提供した訪問看護に関わる相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置しております。
- (2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

【体制】

事業所は提供した訪問看護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出、提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問・照会に応じ、

市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導または助言を受けた場合は、それに従い必要な改善を行うものとする。

【手順】

- ①利用者様より連絡を受けた者が内容を確認する。
- ②管理者（大野 健司）へ即時報告する。
- ③連絡を受けた管理者は直ちに対応する。

(3) 苦情申し立ての窓口

事業者	りふれ訪問看護ステーション 管理者 大野 健司	所在地	〒811-0214 福岡市東区和白東4丁目1-17
		電話/FAX	092-719-1607 / 092-719-1608
		受付時間	月曜日～土曜日 9:00～18:00 ※祝日・盆・年末年始を除く
公的団体	福岡県国民健康保険団体連合会	所在地	〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町13-47
		電話/FAX	092-642-7800 / 092-642-7852
保険者 (市町村)		所在地	〒
		電話/FAX	/

18. サービス提供における事業所の義務

- (1) 当事業所は、職員の質的向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また業務態勢を整備致します。
- (2) 訪問看護実施中に利用者様の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行います。

契約書

様（以下、「利用者」）と、with株式会社の営む、りふれ訪問看護ステーション（以下、「事業者」）は、事業者が利用者に対して行う、訪問看護・介護予防訪問看護について、次のとおり契約を結びます。

第1条 （契約の目的）

事業者は利用者に対し、医療保険制度・後期高齢者医療制度・介護保険制度等の法令及びこの契約書に従って利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るように、療養生活を支援し心身の機能維持回復を図るために訪問看護・介護予防訪問看護のサービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 （契約期間）

1. この契約の期間は、主治医の指示書に基づき、訪問看護・介護予防訪問看護の必要がある限りとします。若しくは第9条に基づく契約の終了まで本契約の定めるところに従って、事業者が提供する訪問看護のサービスを利用できるものとします。
2. 介護保険制度での利用の場合は、要介護認定・要支援認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約満了日の2週間前までに利用者から文書による契約終了の申し出がない場合には、本契約は同じ条件で更新されるものとします。
3. 利用者から事業者に対し、サービス終了を希望する2週間前までに文書による契約終了の申し出があった場合、この契約は終了します。

第3条 （訪問看護計画の作成・変更）

1. 事業者は、医師の診断に基づいて、利用者の病状・心身状況・日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、訪問看護計画・介護予防訪問看護計画を作成します。
2. 訪問看護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合、その内容に沿って作成します。
3. 事業者は、訪問看護計画に内容を利用者及びその家族に対して説明を行い、同意を得るものとします。
4. 次のいずれかに該当する場合、事業者は第1条に規定する訪問看護の目的に従って、訪問看護計画を変更します。
 - ①利用者の心身の状況、環境の変化などにより、訪問看護計画の変更を要する場合
 - ②利用者及びその家族などが、訪問看護計画の変更を希望する場合
5. 事業者は、前項の訪問看護計画の変更を行う場合、利用者及びその家族に対して書面にて説明を行い、同意を得るものとします。

第4条 （主治医との関係）

1. 事業者は、主治医からの指示を文書で受け、訪問看護・介護予防訪問看護のサービス提供を開始します。
2. 事業者は、「訪問看護計画書」及び「訪問看護報告書」を主治医に提出し、密接な連

携を図ります。

第5条 (訪問看護サービスの内容)

1. 利用者が提供を受けることのできる訪問看護・介護予防訪問看護のサービス内容については【重要事項説明書】に記載されているとおりです。
2. 事業者は、【重要事項説明書】に定めた内容について、利用者及びその家族に説明を行います。
3. 事業者は、利用者の居宅にサービス従業者を派遣し、第3条によって作成された訪問看護計画に基づき、利用者に対して【重要事項説明書】に定めた訪問看護サービスを提供します。
4. 訪問看護計画の変更により、事業者が提供する訪問看護のサービス内容の変更や介護保険適用の範囲が変更となる場合、利用者及びその家族の同意をもって、新たなサービス内容を記載した【重要事項説明書】を作成します。

第6条 (サービス提供の記録)

1. 事業者は、訪問看護のサービス実施ごとに内容を記録簿に記入し、サービス終了時に利用者及びその家族の確認を得ることとします。利用者及びその家族からの希望があれば、控えを発行します。
2. 事業者は、利用者の訪問看護のサービス実施記録簿を作成し、契約終了後完結してから5年間保管します。
3. 利用者及びその家族は、当該利用者に係る第2項のサービス実施記録簿を事業所の営業時間内に閲覧できます。
4. 利用者及びその家族は、当該利用者に係る第2項のサービス実施記録簿の複写物の発行を受けることができます。

第7条 (料金)

1. 利用者は、訪問看護・介護予防訪問看護のサービスの対価として、定められた利用単位ごとの料金に基づき算定された月毎の合計金額を事業者に支払います。
2. 事業者は、当月料金の合計額を請求書に明細を付して翌月に利用者に渡します。
3. 利用者は、当月料金の合計額を請求月に支払います。
4. 利用者の居宅において、サービスを提供するために必要な衛材等（病院等で処方されない物）に関しては料金を頂くことがあります。

第8条 (契約の終了)

1. 利用者は、事業者に対して2週間前に文書で通知することで、この契約を解約することが出来ます。ただし、利用者の病変・急な病気などやむを得ない事情がある場合は、2週間未満の通知でも解約が出来ます。
2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月間の予告期間において、理由を示した文書で通知することで、この契約を解約することが出来ます。
3. 次の事由に該当した場合、利用者は文書で通知することで、直ちにこの契約の解約をすることが出来ます。
 - ①事業者が正当な理由なく、サービスを提供しない場合
 - ②事業者が守秘義務に反した場合
 - ③事業者が利用者やその家族に対して社会理念を逸脱する行為を行った場合
 - ④事業者が破産した場合
4. 次の事由に該当した場合、事業者は文書で通知することで、直ちにこの契約の解約をすることが出来ます。
 - ①利用者からのサービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、支払いを催告したにもかかわらず、2週間以内に支払われない場合
 - ②利用者及びその家族などが、事業者やサービス提供の従業者に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為・背信行為を行った場合
5. 次の事由に該当した場合、この契約は自動的に終了します。
 - ①利用者が介護保険施設に入所した場合

②利用者の要介護度・要支援度が非該当（自立）と認定された場合

※この場合は、条件を変更しての再契約が可能です。

③利用者が死亡した場合

第9条（訪問看護師の交替）

1. 利用者は、選任された訪問看護師の交替を希望する場合は、その理由を明らかにし、事業者に対し訪問看護師の交替を申し入れることが出来ます。
2. 事業者は、訪問看護師の交替によって、利用者及びその家族が訪問看護サービスを利用する上で、不利益が生じないよう十分に配慮します。
3. 事業者は、選任された訪問看護師が、体調不良などの理由により訪問できない場合は、
代替えの訪問看護師を人選し、利用者及びその家族に連絡します。

第10条（サービスの中止）

利用者は、サービスの中止を希望する場合、前日までに事業者に連絡します。

その他、【重要事項説明書】に記載されているとおりです。

第11条（秘密保持）

1. 事業者及び事業者に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た、利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。
2. 利用者は、事業者他が行う利用者及びその家族の有する問題や解決すべき課題などについて話し合うためのサービス担当者会議において、利用者及びその家族の個人情報を、情報の共有を行うために用いることを、本契約をもって同意したと見なします。

第12条（緊急時の対応）

事業者は、訪問看護のサービス提供中、利用者の病状が急変した場合またはその他必要な場合は、速やかに主治医または家族へ連絡するとともに、その他必要な措置を講じます。

第13条（賠償責任）

1. 事業者は、訪問看護のサービス提供にともない、事業者に責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業者に故意や過失がない場合はこの限りではありません。
2. 第1項の場合において、利用者の重過失によって事故が発生した場合は、事業者が負う損害賠償額は減額されます。

第14条（身分証携行義務）

訪問看護のサービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者またはその家族から提示を求められた場合、身分証を提示します。

第15条（協議義務）

利用者は、事業者が訪問看護のサービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

第16条（連携）

事業者は、訪問看護のサービス提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第17条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者及びその家族からの相談・苦情などに対する窓口を設置し、事業者が提供した訪問看護のサービスに関する利用者の要望・苦情などに対し、迅速かつ誠実に対応します。

第18条（本契約に定めのない事項）

1. 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、医療保険制度・後期高齢者医療制度・介護保険制度等の法令その他関係諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議の上定めます。

第19条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、事業者の住所を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることとし、予め合意します。

- この重要事項説明書兼契約書を2部作成し、1部ずつ保管するものとする。
- 利用契約に定めのない事項
この説明書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令の定めるところにより、利用者またはその家族と当事業所が誠意をもって協議して定めることとする。
- この説明、同意の署名・捺印により、重要事項説明書、契約書及び個人情報利用、情報提供療養費の算定に同意したものとする。

重要事項の説明・契約年月日	年 月 日
説明者	

指定訪問看護サービスの提供開始に際し本書面に基づき重要事項及び契約内容、個人情報利用の説明を行いました。

事業者	所在地	〒811-0214 福岡県福岡市東区和白東4丁目1-17	
	法人名	with株式会社	
	事業所名	りふれ訪問看護ステーション	印
	管理者氏名	大野 健司	印

上記内容の説明を事業者から確かに受け重要事項及び契約内容、個人情報利用に同意致します。

利用者	住所	
	氏名	印

御家族	住所	
	氏名	(続柄：) 印

代理人	住所	
-----	----	--

	氏名	(続柄 :) 印
--	----	-----------